

宣言書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

担当者氏名

※法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

私は、千葉市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）を遵守し、千葉市における客引き行為等の防止に関する施策に協力するため、下記のとおり宣言します。

1 宣言内容

- 一、条例第7条の規定を遵守し、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行いません。
また、客引き行為等を行わせません。
- 一、条例第8条の規定を遵守し、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を受けた者を、
客として自らの店舗に立ち入らせません。
- 一、条例第9条の規定を遵守し、客引き行為等禁止区域における客引き行為等の禁止に関し
て、従業者等に対し、指導を行います。

2 営業所情報

| 営業所情報 | |
|-------|---|
| ふりがな | |
| 名称 | |
| 所在地 | 〒 |
| 責任者氏名 | |
| 電話番号 | |

3 市ホームページへの公表についての確認

市ホームページに、宣言店舗として掲載されることに

- 同意します 同意しません （いずれかに○印を付けてください。）

※個人情報の取扱いについては、「千葉市個人情報保護条例」に基づき適正に管理し、本事業の目的以外に使用することはありません。

申請にあたっての注意事項（事前に必ずご確認ください）

- ・申請者欄は、店舗運営事業者となり、営業所情報は店舗情報や店舗責任者を記載していただきます。
- ・スタンプ印、消えるボールペン、鉛筆を使用しての書類作成はご遠慮ください。

千葉県客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

（禁止区域における客引き行為等の禁止）

第7条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

（禁止区域における客引き行為を用いた営業の禁止）

第8条 事業者は、禁止区域で客引き行為をした者又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者の店舗に立ち入らせてはならない。

（禁止区域における事業者が従業者等に行う指導）

第9条 事業者は、禁止区域内の道路、公園その他の公共の場所で従業者その他の者に事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。

（禁止区域における事業者からの申出等）

第10条 禁止区域において営業を行う事業者は、第7条及び第8条の規定に違反する行為をしないことを約する旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした者に対し、必要な支援を行うことができる。